

販路に困る業者から食材を仕入 食で紡ぐ新たな絆
“コロナに負けるな”自家製弁当 800 食提供で STAY HOME を応援
施設外玄関帳場をはじめ京都市内 7 カ所の拠点で 4/29 (水・祝) から計 4 日間

京都市内で不動産売買や宿泊施設の管理運営を行う株式会社レ・コネクション（京都市下京区、代表取締役奥田久雄）は、運営する飲食店「紡 Dining」にて手作りした自家製弁当を、京都市内に展開している施設外玄関帳場(注1)をはじめとする7拠点において800食無償で提供いたします。



「紡 Dining」のシェフが腕を振るって作ります。



提供予定場所のひとつ「紡 松原御幸町もみじ邸」

■ STAY HOME を応援 生産者、地域、スタッフを食で結ぶ

当社は2016年の創業以来「人を結び 街を紡ぐ」を企業理念として、京町家の保存・活用に貢献するべく、京町家をフルリノベーションし一棟貸しの宿泊施設へと甦らせる事業を展開しております。このたびの新型コロナウイルス感染症により、当社の管理運営する京都市内52棟の宿泊施設と飲食店「紡 Dining」も深刻な影響を受けています。

観光客が大幅に減少した京都市では、飲食店のみならず、飲食店に食材を卸す業者、そして生産者にも甚大な影響を及ぼしています。また長期間に渡る休校により、経済的に困難な家庭の児童にとって安価で栄養価の高い給食が食べられなくなっているという報道を拝見します。

これらの現状を踏まえ、地元企業として地域のために何ができるのか検討した結果、「紡 Dining」で作ったお弁当800食の無償提供を行うことにいたしました。お弁当は京都市内7カ所の施設外玄関帳場をはじめとする各拠点にて地域の方にご提供するのに加え、休業をお願いせざるを得ない状況の当社スタッフにも提供予定です。

■ 販路に困る業者から食材を仕入

今回の企画に使用する食材は、コロナ禍により販路に困る業者から仕入れます。当社で購入させていただくことで、生産者や業者の方の応援につながればと思います。販路にお困りの事業者様がいらっしゃいましたら、食材の購入を検討させていただきますのでぜひご連絡ください。微力ですが、少しでもお役に立ちたいと考えこの企画を実施いたします。一日も早く事態が終息し、平穏な日常が戻ることを切に願っております。

■ 800 食お弁当提供企画詳細

企画名	: “コロナに負けるな”食で紡ぐ新たな絆
提供予定日	: 4/29(水)、5/9(土)、5/16(土)、5/30(土)
提供時間	: 12:00-13:00 (先着順)
提供場所	: 紡 Dining (京都市中京区大黒町 46-5) 紡 松原御幸町もみじ邸 (京都市下京区石不動町 682-8) 紡 伏見稲荷 (京都市伏見区深草榎木橋町 15-3) 紡 伏見稲荷別邸 (京都市伏見区深草上横縄町 17-7) 紡 東寺東門前 (京都市南区東寺東門前町 41) 株式会社レ・コネクション本社 (京都市下京区鶏鉾町 500) 株式会社レ・コネクション新社屋 (京都市下京区東塩小路町 684)
提供個数	: 各拠点先着 20 個 (たくさんの方にお配りできるよう、お一人様一個とさせていただきます)
お問い合わせ先	: 0120-14-6200 (担当: 佐塚)



提供予定場所のひとつ「紡 伏見稲荷別邸」

■会社概要

社名	株式会社レ・コネクション
代表者	代表取締役 奥田 久雄
所在地	京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町 500 番地 鶏鉾ビル 3F
電話番号	0120-14-6200 075-352-8600
事業内容	不動産流通業 不動産総合コンサルティング 新築建築・リフォーム 宿泊施設の企画・販売・運営 飲食事業
ホームページ	https://re-connection.co.jp/
自社宿泊施設ブランド 「 ^{つむぎ} 紡 Machiya Inn」	https://tsumugi-kyoto.jp/

■人を結び 街を紡ぐ

当社は 2016 年 4 月の起業時より「人を結び 街を紡ぐ」をコンセプトに、京町家の保存と再生・活用をする取り組みに力を注いでいます。伝統的な構法を用いた家屋である「京町家」は築 100 年以上経つ建物が多く、京都の歴史情緒を感じさせてくれます。しかし、所有者の高齢化やそれに伴う相続問題、加えて独特の形状の間取りのため修繕が難しく、一日に約 2 軒のペースで「京町家」は取り壊されているのが現状です。また放置されたままの空き家は倒壊の恐れや街の景観を損なうことに繋がり、街としてのブランド価値を下げる要因になりかねません。

当社は多くの文化的価値を持つ「京町家」を次の世代に受け継ぐべきものであると考え、外観や内観の趣や意匠をできるだけ残し、一日一組限定の一棟貸し宿泊施設として再生する取り組みを行っております。デザインや施工、運営管理、清掃まで一貫してトータルサポート出来ることが当社の強みであり、宿泊していただくゲストには京町家に泊まるという特別な体験を、そして地域社会には街の再生や活性化という形で貢献していきたいと考えています。

(注1) 施設外玄関帳場…京都では条例の改正に伴い、簡易宿所を営業する際には宿泊施設内または施設外に帳場（フロント）を設けることが必要になります。既存施設については 2020 年 3 月末まで経過措置がありますが、2020 年 4 月 1 日からは条例に基づいた運営が義務となるため、今後施設外玄関帳場の重要性はますます高いものとなります。